

2003年12月12日

東京外国為替市場委員会 第69回会合 議事録

開催日時	2003年11月25日13:00～15:45
場 所	日本銀行本店 新館9階大会議室
議 長	荻野 哲司（東京三菱銀行）
副 議 長	加島 章雄（みずほコーポレート銀行）
副 議 長	梨本 忠彦（パークレイズ銀行）
書 記	川添 敬（日本銀行）
委 員	16名（別紙）

．委員改選の件

荻野議長（東京三菱銀行）より、先の小林委員（ステート・ストリート銀行）の辞意の表明を受けて、委員の公募を行ったところ、下記の方から立候補者届があったことが報告されました。

柳澤 義治（ステート・ストリート銀行）

続いて、提出書類に基づく審査、所信表明を経て、委員による投票が行われた結果、立候補者は全会一致で委員として選任されました。

．ロンドン市場委員会 30周年記念コンファレンス出席報告

荻野議長より以下の通り報告がありました。

- ・ロンドン市場委員会 30周年記念コンファレンス（11月18日）に、荻野議長と川添書記（日本銀行）が参加。荻野議長は”Exchange Regimes in Asia ”と題した講演を行い、川添書記はABFについての紹介を行った。

．小委員会活動報告

1．運営小委員会

野手小委員長（三井住友銀行）より、以下の通り報告・提案があり、提案については承認されました。

- 1) 委員の小委員会の所属について、以下の通り変更し、小委員会メンバーの変更もあわせて行いたい。

- ・梨本委員（パークレイズ銀行）は、教育小委員会を脱退し、法律問題小委員会に参加。
- ・柳澤委員は、Code of Conduct 小委員会・決済小委員会に参加。
- ・竹中オブザーバー（みずほコーポレート銀行）は、決済小委員会を脱退。
- ・寺澤オブザーバー（東京三菱銀行）は、決済小委員会を脱退し、法律問題小委員会に参加。

2) 綱要改訂については、内容面について、弁護士事務所からアドバイスを受けることが承認されました。

2. Code of Conduct 小委員会

中島小委員長（スタンダードチャータード銀行）より、「2003 年度オレンジブック改訂版（Code of Conduct 2003 Edition）」について、製本が終了した旨、報告がありました。また、野口オブザーバー（マネー・ブローカーズ・アソシエーション）より、申し込み方法や、送付先について説明があり、了承されました。

3. 決済小委員会

市川小委員長（みずほ銀行）より、以下の報告がありました。

- 1) CLS 銀行から、CLS 取引に係るコンファメーションについては、来年 6 月以降、SWIFT の MT300 の送受信を行わなくて良いこととする旨、通知を受けた。
- 2) これについては、取引のコンファメーションを義務付けている Code of Conduct（第 20 条）との平仄や、各銀行の事務手続面での対応が必要か否かといった点を検討する必要があるほか、法律面でも論点を整理するべきであると考えられる。

これを受けて、今後の本件の扱いについて討議がなされ、決済小委員会と法律問題小委員会で検討を続けることが決まりました。

4. 市場調査小委員会

加島小委員長より、EBS 社“Prime Broker”が正式リリースされる前の段階で、小委員会としての意見書を発出したい意向である旨、報告がありました。

5. 教育小委員会

今井教育小委員長（UFJ 銀行）より、次回セミナーの内容・日時等がほぼ固まり、細部の調整を行っている旨、報告がありました。

6. NDF 小委員会

稲村小委員長（シティバンク）より、NDF Small Group Conference に関連して、以下の報告があり、了承されました。

- 1) シンガポールより以下のメールを受領

Polling は Price Source Disruption が起こった場合に行うことを想定。

”1 bank 1 vote”の体制は変わらない。

緊急時の対応としては、Fixing Rate が出ない期間が 14 日間続くことを、一律の条件とする。

2) 小委員会での討議において、1 センター全体が機能しなくなった場合等、Indicative Survey が 8 行の参加という条件を満たさない可能性に鑑み、8 行で 3 日間 Rate が出ない場合に 5 行で survey を行い、さらに 3 日間 Rate が出ない場合に calculation agent に移行するという方式を提案することになった。

3) コンファレンスコール(10月31日)の内容

主として以下の各点について議論が展開された。

) 14 日間の Deferral Period の後、Indicative Survey を行い、さらに 3 日間レートが成立しない場合に、Calculation Agent に委ねることに決定。

) Polling の最低参加行数については、引き続き検討。

) Indicative Survey Rate が 3 日間成立しない場合、その後の Polling は続けることとする。(ただし Calculation Agent の決定内容を拘束しない)

) 以下の点を確認。

・ 14 日間の Deferral Period はカレンダーデート、Indicative Survey から Calculation Agent に移行するまでの 3 日間はビジネスデートであること。

・ Indicative Survey の対象はその時のレートであって、Disruption Event 発生時のレートではないこと。

以下の各点につき回答を求められた。

) Deferral Period 中の異なる日付で決済が行われるはずだった同一通貨ペアのふたつの取引において、rate が確定した後、これらの取引の決済日を同一にするべきか否か。

) Confirmation Template Valuation Date 決定のための Relevant City としてシンガポールを挙げるべきか。

4) コンファレンスの議論を受けた、小委員会からの回答は以下の通り。

同一の決済日が用いられるべきである。

原則としてマザーマーケットのみを挙げるべきであり、シンガポールを挙げる積極的理由はないと考える。

(別紙)

東京外国為替市場委員会委員名簿(11月25日現在)

<委員>

議長	荻野 哲司	(東京三菱銀行)
副議長・市場調査小委員長	加島 章雄	(みずほコーポレート銀行)
副議長	梨本 忠彦	(パークレイズ銀行)
書記	川添 敬	(日本銀行)
運営・Eコマース小委員長	野手 弘一	(三井住友銀行)
広報小委員長	神田 紀昭	(ロイタージャパン)
教育小委員長	今井 雅人	(UFJ銀行)
法律問題小委員長	武田 敬一郎	(三菱信託銀行)
決済小委員長	市川 亨	(みずほ銀行)
NDF小委員長	稲村 秀彦	(シティバンク)
Code of Conduct小委員長	中島 尚彦	(スタンダードチャータード銀行)
	柳澤 義治	(ステート・ストリート銀行)
	河野 文彦	(野村証券)
	花生 浩介	(ロイヤルバンクオブスコットランド)
	竹川 雅祥	(メリルリンチ日本証券)
	伊藤 一雄	(トキョウフォックス上田ハロー)
	大木 一寛	(EBSデイリングリソースジャパン)

<オブザーバー>

野口 嘉彦	(マネーブローカーズ・アソシエーション)
井上 哲也	(日本銀行)
寺澤 英光	(東京三菱銀行)
竹中 浩一	(みずほコーポレート銀行)

(注) 敬称略(順不同)。 は今回出席。